

UBC情報



発行：2022年11月1日

No. 269

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野事務所からのお知らせ～

毎年10月下旬から11月上旬には税務署から年末調整関係書類が送付されます。記入間違いのないようご協力お願い致します。

トピックス

事業所得と業務に係る雑所得の判定基準

国税庁が意見公募（パブコメ）を実施していた所得税基本通達の改正案では、給与所得者の副業に係る所得等について、収入金額が300万円以下の場合、原則として事業所得ではなく業務に係る雑所得として取扱うことが示されましたが、7千件を超える意見が寄せられた結果、改正案を修正した通達が公表されました（令和4年分以後の所得税に適用）。

◆収入金額による判定基準を修正した改正通達

この改正は、副業収入を雑所得ではなく節税メリットが大きい事業所得として申告するケースが増加していることなどに対応するため、雑所得の範囲を明確化するものですが、改正案に多くの指摘や反対意見があったことから修正し、**本業か副業かは問わず記帳・帳簿書類の保存の有無により、事業所得と業務に係る雑所得の区分を判定することとしました。**

具体的には、「事業所得と認められるかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかで判定する」ことを原則としつつ、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合は、業務に係る雑所得に該当する」としました。

◆記帳・帳簿書類の保存の有無で判定

つまり、従来から事業所得者に義務付けられている**記帳・帳簿書類の保存**をしている場合は、**概ね事業所得**として取り扱われます。ただし、帳簿書類を保存している場合でも収入金額が僅少である場合（収入金額が例年300万円以下で主たる収入に対する割合が10%未満）や、所得を得る活動に営利性がない場合は個別に判断することとなります。

一方、**記帳・帳簿書類の保存をしていない場合は、原則として事業収入と認められず、業務に係る雑所得に区分**されます。



◆健康保険の被扶養者資格を再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者資格の再確認を毎年度実施しており、対象となる被扶養者がいる事業主に「被扶養者状況リスト」が先月から順次送付されています（提出期限は令和4年11月30日）。

被扶養者の収入については、今後1年間の見込み額となるため一時的な事情で収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上などは180万円未満）になると見込まれる方は、引き続き被扶養者として認定されます。

なお、被扶養者が別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類（学生は省略可能）、海外在住の場合は海外特例要件（留学生など）に該当することが確認できる書類の提出が必要です。

◆扶養控除に関するQ&A

年末調整や確定申告において、納税者本人と生計を一にする16歳以上（その年12月31日現在）の親族で年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は年収103万円以下）の控除対象扶養親族がいる場合、扶養控除の適用を受けることができます。

Q&A

Q. 別居している親族は扶養控除の対象になる？

A. 「生計を一にする」とは必ずしも同居を要件とするものではないため、別居している親族に対して常に生活費、学資金、療養費等の送金を行っているなどの場合は扶養控除の対象とすることができます。

Q. 国外に居住する親族は？

A. 非居住者である親族であっても扶養控除の対象とすることは可能ですが、その親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。なお、令和5年から、非居住者である30歳以上70歳未満の扶養親族のうち、①留学生、②障害者、③生活費又は教育費に充てるため年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当しない場合は扶養控除の対象外となります。

Q. 扶養親族の判定上、遺族年金は合計所得金額に含まれる？

A. 扶養親族などに該当するかを判定する際の合計所得金額に、遺族年金等の非課税所得は含まれません。

Q. 共働き世帯で扶養親族に該当する子がいる場合、夫婦ともに扶養控除を適用できる？

A. いずれか1人だけが扶養控除の対象とすることができます。1人の扶養親族に係る扶養控除の適用は、複数の納税者がそれぞれ重複して受けることはできません。

◆年末調整や確定申告で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方が、年末調整や確定申告で所得控除を受けるために必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方には「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った方には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った方（個人払込の加入者）には「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、大切に保管しておきましょう。

◆セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除（1年間の医療費が10万円を超える場合に超えた金額を所得控除）と選択適用できる制度です。適用者は少ない状況ですが、本年から対象となる医薬品が拡充されており、利用しやすくなっています。

特定のOTC医薬品の購入費用を所得控除

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病予防のために一定の取組（健康診査や予防接種など）を行った方が対象となり、本人又生計を一にする親族に係る特定のOTC医薬品（薬局・ドラッグストア等で購入できる医薬品）の購入費用が年間1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額（上限8万8千円）を所得控除する制度です。

本年1月から対象医薬品はスイッチOTC医薬品（医療用医薬品からOTC医薬品に転用されたもの）以外にも、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能及び効果を有する一般用医薬品が加わりました。

なお、医薬品のパッケージや、購入した際のレシートに対象医薬品であることが表示されています。

◆12月から国税のスマホアプリ納付が開始

国税庁は、導入が延期となっていた国税のスマホアプリ納付（スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した国税の納付）について、本年12月1日から利用を開始します。

これは、国税庁長官が指定した納付受託者（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）が運営する専用Webサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」（12月からアクセス可能）で納付情報を入力し、利用可能なPay払い（PayPay、d払い、auPAY、LINE Pay、メルペイ、Amazon Pay）を選択して納付する手続です。

原則として全ての税目が納付可能で、一度の納付での利用上限金額は30万円となります。

発行元 ㈱ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 269

発行：2022年
11月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会
（一社）全国地域医業研究会

介護

介護費用は11兆291億円と最多更新 ～厚生労働省が「介護給付費等実態統計」を公表～

◆厚生労働省が取りまとめ公表した「令和3年度 介護給付費等実態統計」によると、介護保険給付や自己負担を含む介護費用は、前年度より2,507億円増加して11兆291億円となり、過去最多を更新しました。平成30(2018)年度に10兆円を突破し、3年で11兆円台に乗りました。

年間実受給者数(令和3年4月から翌年3月の1年間において一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことのある者)は、前年度よりも16万2,700人(増加率2.6%)増加して638万1,700人で、うち介護予防サービス受給者は4万4,800人増(同4.1%)の114万4,300人、介護サービス受給者は14万700人(同2.6%)増の546万8,700人となっています(同一人が介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた場合は、それぞれに1人として計上されています)。

介護サービスを利用した1人当たりの平均費用(令和4(2022)年4月審査分)は月199.6千円で、前年同月から2.2千円、率にして1.1%減少しました。都道府県別に見ると、鳥取県の220.6千円が最高で、石川県の213.0千円、沖縄県の212.6千円と続きます。また最低は埼玉県の189.8千円で、北海道の199.0千円、千葉県190.6千円と続きます。

1年間継続してサービスを受給した人の要介護度の変化を見ると、いずれの要介護度区分でも8～9割程度は変化のない「維持」の割合が最も多い状況ですが、要支援2から要介護3では「軽度化」よりも「重度化」の割合が高い状況が続いており、要介護4でも今回は重度化が軽度化を越えてしまいました。コロナ禍により十分な機能改善・重度化防止の取組みが取れなかった懸念もあり、今後も注視が必要です。(総合福祉研究会)

医療

コロナとインフル同時流行

◆季節性インフルエンザは、毎年冬のピーク時には1週間に10万件を超える感染報告がありました。新型コロナウイルスの本格的な感染が危惧され始めた令和2(2020)年3月に急減し、その後この2年間はピーク時でも報告数が100万件を超えることはありませんでした。しかし本年は7月になると報告数が増え、夏であるにも拘わらず同月の中・下旬には200件に迫り、9月中旬まで10週間にわたり100万件を超えました。また日本に先行して流行すると言われる南半球のオーストラリアでも、過去2年間は日本と同様にインフルエンザの流行がありませんでしたが、今シーズンは過去に例のないほどのインフルエンザ感染が報告されているそうです。

このような状況下、10月5日に開催された厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードで、座長である脇田隆字氏ら4人の専門家が「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行に関する短期的な見通しと暫定的リスク評価」と題した資料を公開しました。その中で、新型コロナと季節性インフルエンザの流行について、①小規模流行が継続するシナリオ、②年内に大きな流行が起きるシナリオ、③年明けに大きな流行が起きるシナリオ、の3パターンを想定して、影響を及ぼす要因などを整理しました。③のシナリオでは、海外からの流入人口が増加し、また国内では年末年始に社会活動が著しく活性化すること、インフルエンザについて過去の感染による獲得免疫が減弱していることなどを懸念しています。

小児や高齢者、基礎疾患のある方などインフルエンザに罹ると重症化しやすい人は、インフルエンザワクチンも接種することをお勧めします。(総合福祉研究会)

出産一時金の増額等、育児支援の拡充策を議論 ～第7回全世代型社会保障構築会議が開催されました～

◆9月28日、政府の全世代型社会保障構築会議が開かれ、テーマごとの本格的な検討が始まりました。
構築会議の主な検討項目としては、(1)子ども・子育て支援の充実、(2)医療・介護制度改革、(3)働き方に中立的な社会保障制度の構築、(4)その他(地域共生社会)、の4つのテーマが挙げられていますが、今回は(1)と(2)の検討の方向性について説明されました。

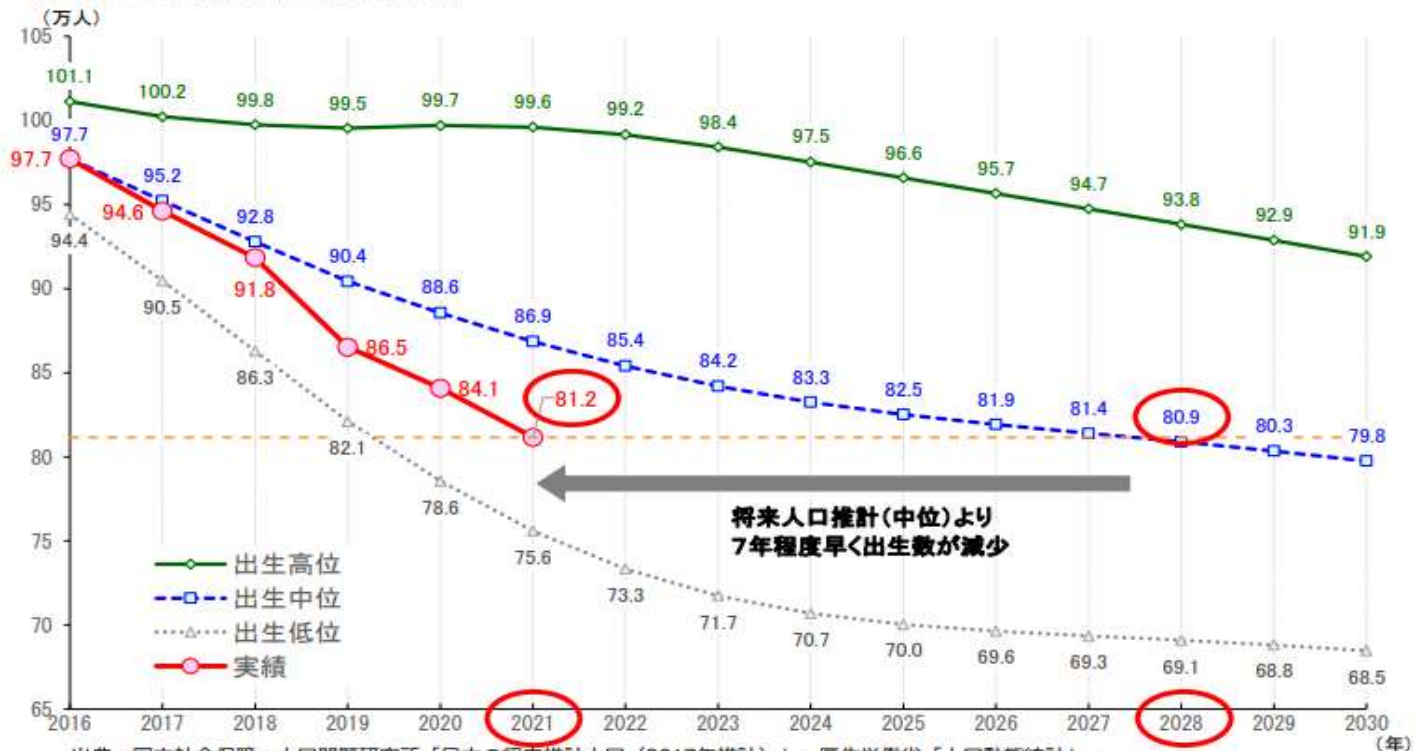
これまで少子化対策が実施されてきましたが、子育て・若者世代の意識・希望と働き方を含む子育てをめぐる現実との間には多くのギャップが見られ、「日本の将来推計人口(2017年推計)」では、出生数は令和10(2028)年に80.9万人まで減少すると推計されていましたが、実績はこれよりも7年程度早く令和3(2021)年に81.2万人まで減少するなど、危機的な状況となっています(図表1参照。なお推計出生数は日本人口が計上されています)。

子ども・子育て支援の検討項目としては、①出産育児一時金の増額や妊娠・出産期における支援の充実、結婚支援の充実などの妊娠・出産支援等、②育児休業期等における支援の充実や、育児休業等からの切れ目ない保育利用できる方策など、仕事と子育ての両立支援、③現行制度で支援が手薄な低年齢期(0～2歳)の支援の充実や妊娠時から出産・子育てまで一貫して様々なニーズに即した相談と必要な支援をつなぐ「伴走型相談支援」の充実など、すべての子育て世帯等に対する子育て支援、などが示されました。

出産育児一時金は現在原則42万円が支給されていますが、都市部では出産費用をまかなえない例も多く、岸田文雄首相は大幅な増額を表明しました。このためには更なる財源の捻出が課題となり、新たに75歳以上の後期高齢者にも負担してもらうなどの検討に入りました。(総合福祉研究会)



◆図表1 出生数の動向(推計と実績)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」、厚生労働省「人口動態統計」。
(注)2021年の実績は概数。推計人口は日本人人口(死亡中位)。

資料：2022.09.28「全世代型社会保障構築会議(第7回)」基礎資料集から(一部改編)

